

第21回 不法行為：土地工作物責任ほか

2006/12/19

松岡 久和

【物の管理責任類型】

1 土地工作物責任（717条）

(1) 意義

- ・工作物の**設置・管理の瑕疵**だけで足り、被害者は過失の立証を要しない。
- ・第一次責任：占有者・中間責任、補充的責任：所有者・無過失責任
- ・危険責任的要素＋報償責任的要素

(2) 議論のポイント

- ・「土地工作物」にどこまで含まれるか。土地との最低限度の接着性は不可欠。

判例 158（井の頭線踏切事故事件）

- ・「瑕疵」：通常備えるべき安全性を欠いていること。物理的な欠陥のみならず機能上の瑕疵や安全設備の不設置を含む。過失の客観化との見解も有。予想されるある程度の誤使用に耐えるものでないと瑕疵だと評価される。

判例 上記158、最判平成5年3月30日民集47巻4号3226頁（テニス審判台転倒事件）

応用問題 大震災による建物や高速道路の倒壊について責任が生じるか。
所有権譲渡後の登記名義人は責任を負うか。

2 国家賠償法(2)－国賠2条（营造物責任）－717条との違い

- ・土地の工作物に限定されない。
- ・河川管理については責任を緩める判例には批判有

判例 最判昭和59年1月26日民集38巻2号53頁（大東水害訴訟；未改修河川）

最判平成2年12月13日民集44巻9号1186頁（多摩川水害訴訟；改修済河川）

- ・道路の管理については通行止め措置をとらなかったことを瑕疵とするものがある。

判例 名古屋高判昭49年11月20日判時761号18頁（飛驒川バス転落事故）

3 自動車損害賠償保障法

(1) 意義

- ・厳しい中間責任（無過失の危険責任に近い）
- ・強制的な責任保険と被害者の保険金直接請求権

(2) 法制度のポイント

- ・**人損（人身被害）に限る**。物損のみが生じた場合→民法
- ・**運行供用者責任：運行利益または運行支配**

限界例 ○被用者の勤務時間外の私用運転についての使用者

○経済的に生活を自己に全面的に依存する未成年者に自動車を買与えた父
（所有者・名義人も未成年者本人）

○レンタカー業者（否定判例は後に実質的に変更）

○修理で預かった自動車修理業者（被用者による事故）

- ×所有権留保売主
- ×盗難車の所有者（管理が行き届いていたと考えられる事例）
- ×納品前注文主（車体に注文主の社名がすでにはいつていた例）
- ・運転者・運行供用者以外の者は原則として損害賠償請求権者たる「他人」
- 【判例】 ○最判昭和47年5月30日民集26巻4号898頁（「妻は他人」判決）
- ×165（まかせ飲酒運転事件）。160（飲酒家のとるべき態度判決）も参照。
- ・3条の免責事由の立証は困難
- 【判例】 最判昭和46年11月19日民集25巻8号1236頁（パトカーUターン事件）
- ・強制保険でカバーできない部分（現在死亡損害3000万円を超える損害）は、任意保険あるいは加害者自身の賠償金支払による。
- ・悪意の保険事故招致の場合には、保険金を支払った保険会社や国が被害者の持つ損害賠償債権に代位する（**保険者代位**。求償と同じ）。

4 製造物責任法（Product Liability法）

(1) 意義（1条）

- ・危険責任的な無過失責任。**開発危険の抗弁**など、中間責任的性格も残る。

(2) 法制度のポイント

- ・「製造物」（2条1項）：第一次産品自体や不動産・無体エネルギー・情報は対象外
- ・責任主体：製造業者ほか加工・輸入業者・誤認表示者・実質的製造業者等に拡大
- ・「欠陥」（2条2項）：通常有すべき安全性の欠如
 - ①製造ミスなどの製造物に偶発的に生じる**製造上の欠陥**
 - ②設計ミスなどにより同種製造物すべてに生じる**設計上の欠陥**
 - ③適切な使用方法や警告などを欠く**表示上の欠陥**
- ・欠陥の判定基準について種々の解釈が対立
- ・欠陥や因果関係を法律上推定する規定はない。事実上の推定法理で対応
- ・責任対象となる損害（3条ただし書）：**拡大損害**。懲罰的損害賠償は不採用。賠償範囲・責任限度についても規定なし→民法解釈論（6条）
- ・賠償権利主体：制限なし。消費者保護法ではない。
- ・免責事由（4条）：①**開発危険の抗弁**：最高度の技術・知識によっても予見不可能
- ②他の製造業者等の指示に従って無過失で生じた欠陥
- ・権利行使期間制限（5条）：引渡時から3年または10年。**蓄積損害**には起算点で配慮。
- ・少額被害について**裁判外紛争処理機構の整備**が立法時に国会決議

【責任を軽減する特別法—失火責任法】

【参考文献】 澤井裕 『失火責任の法理と判例〔増補版〕』（有斐閣、1990年）

(1) 意義

- ・失火の軽過失免責←過酷な責任の限定・賠償能力の限界
- ・前提となる建物構造の変化→法の廃止論、様々な適用制限解釈

(2) 議論のポイント

- ・ 契約上の責任は不免责
- ・ 特殊な不法行為責任との関係：判例はおおむね「**当てはめ説**」
 - (a) 責任無能力者の失火（子供の火遊び等） 監督義務の重過失の有無
判例 最判平成7年1月24日民集49巻1号25頁（10歳児マッチ火遊び事件）
 - (b) 被用者の失火 被用者自身の重過失の有無
判例 最判昭和42年6月30日民集21巻6号1526頁（銭湯ボイラー飛び火事件）
 - (c) 土地工作物の瑕疵に起因する失火 設置・管理の瑕疵についての重過失の有無
判例 大判昭和7年4月11日民集11巻609頁（高圧線杉の木接触発火事件）